



2025 年 10 月 23 日

各 位

会 社 名 ペ プ チ ド リ ー ム 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 リード・パトリック
(コード番号：4587 東証プライム市場)
問 い 合 わ せ 先 IR 広報部ディレクター 沖 本 優 子
電 話 番 号 (0 4 4) 2 2 3 - 6 6 1 2

特別調査委員会による調査結果を踏まえた 原因分析・再発防止策の策定について

当社は、2025年8月6日に公表いたしました「特別調査委員会からの調査報告書受領および今後の対応について」にてお知らせしましたとおり、元当社取締役副社長COO（以下、「A氏」）による不適切な試薬類の発注・持ち出し（以下、「案件①」）、および当社取引先等から無断で業務委託を受託し金銭を受領していた行為（以下、「案件②」）に関して、特別調査委員会より調査報告書を受領いたしました。

この度、調査報告書において指摘された事項および当社内に設置された再発防止策検討タスクフォースによる検討結果等を踏まえた原因分析を行い、再発防止策の策定について下記の通り決議いたしましたのでお知らせいたします。

本件につきまして、株主の皆様をはじめ、投資家および市場関係者の皆様、お取引先、その他全てのステークホルダーの皆様に多大なご心配とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後、同様の事象を生じさせないことを決意し、関係者の皆様からの信頼回復に向けて、全力で再発防止に取り組んでまいります。何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 原因分析

案件①については、当社取締役として、試薬類の発注・管理を所管し、内部統制を整備・運用する立場でもあったA氏が、自らの権限を濫用し当社に無断で実行した行為であり、A氏による内部統制の無効化および不正行為が直接的な原因となって発生した事案と言えます。

また、案件②については、A氏が、当社に対して競業避止義務を負う立場でありながら、当社取締役会からの承認や取締役会への報告を行うことなく、当社取引先等との間で業務委託契約を締結した上で、当社と競業しうる業務を受託し、対価として金銭を受領していた行為であり、A氏に取締役としての倫理性、インテグリティが欠如していたことが主因と言わざるを得ません。

一方、当社においてこれらの不適切な行為を発見・是正することができなかったことの背

景として、以下の要因があったものと考えられます。

(1) 試薬類の発注・管理業務のブラックボックス化

案件①では、試薬類の発注・管理を所管していた A 氏が、自らの権限を濫用し、業務上の関連性を見出せない第三者への供与を目的として、あたかも通常業務の一環であるかのような態様で試薬類を購入し、これにより購入した試薬類を無断で社外に持ち出し、供与することによって行われました。

当社では、業務で必要となる試薬類の発注・管理業務は、A 氏が所管する研究総務グループ・研究 IT グループ（以下、「研究総務グループ」）によって集約的に運営されていました。具体的には、各研究員は、研究業務に必要な試薬類について発注希望を当グループに提出し、当グループで集約された発注希望の試薬類は、発注先や価格について適正かどうかの確認を行った上で購買シートとしてリスト化され、A 氏による承認を経て、各試薬業者に発注するという標準プロセスにより業務が行われていました。

案件①で問題となっている A 氏の指示で発注された試薬類は、形式的には、A 氏名義ではなく、別の社員名義により発注希望が提出され、毎月数千件規模で発注される他の試薬類と一緒に購買シート上にリスト化され、A 氏による承認を経て発注されていました。そのため、発注者と承認者が同一とはならない等、少なくとも外形上は購買の標準プロセスから逸脱しない態様で承認手続きが行われていました。

購買シートは、A 氏以外の研究員からも見える形で管理されていましたが、各研究員は、自身が直接に関わる研究に関する発注についての判断はできても、毎月数多くの発注が行われる中で自らが直接関与しない研究に関する発注についてその是非を判断することは容易ではなく、外形上は標準プロセスに則って A 氏によって承認されていた発注の是非についてあえて疑義を呈する者はいませんでした。

また、2025 年 3 月まで運用していた試薬類の発注・管理のシステムも、試薬類の発注・管理業務のブラックボックス化を生じさせる一因となっていたものと考えられます。2025 年 4 月から試薬類の発注・管理の一部について新たな管理システムが導入され、以前に比して電子的なトラッキングが容易な状況となりましたが、それ以前の発注承認手続きは書面で行われていました。また、購入後の試薬類の管理についても、一度に全量使うタイプの試薬類など、消耗品として納品と同時に消費したものとして取り扱われ、在庫管理の対象とされていなかった試薬類も存在していたため、毎月数千件規模の膨大な購入試薬の中から、A 氏が業務外の目的で発注を指示した試薬類をトラッキングすることは容易ではなかったものと考えられます。

(2) 研究総務グループにおけるリスク管理意識・発見統制プロセスの弱さ

不正な発注が行われるリスクは、当社の内部統制上、リスクとして設定されており、かかるリスクを低減させるため、研究総務グループは、試薬類の発注・管理に関するリスクコントロールを実施する主体として、不正行為がないことを確認する役割を担って

いました。したがって、当グループは、かかるリスクコントロールを行う責任部署として、異常の可能性を察知した場合には、その内容を検証することが内部統制として期待されていました。

しかし、当グループは、案件①で問題となっている A 氏の指示による発注に関して、直接的に研究活動を行わない社員名義での発注行為が行われていたことや、役員自らが手持ちで社外に持ち出すという、通常業務の一環としては考えにくい行為を認識しながらも、内部通報の他、内部監査人によるヒアリングや監査等委員によるヒアリング等、相談の機会は複数あったにもかかわらず、それ以上の検証や相談・報告を行うには至りませんでした。所管する取締役からの指示・行為であったこと、また内部統制上の役割についての周知・徹底が十分とはいえない状況であったこと等の結果、A 氏自身が内部統制を無効化している可能性に関してリスク管理意識が十分に醸成されなかった可能性が考えられます。

(3) 内部通報制度による相互監視の不全

当社では、2012 年より内部通報制度が運用されていました。正社員に加えて、派遣社員やパート社員、退職後の従業員等からの通報を社外窓口、社内窓口の双方で受け付けることで、不正行為や法令違反の早期発見や是正につなげることを目的としていました。

同制度の窓口に対しては、いわゆる正式な内部通報のみならず、日常業務の中で発生する同僚との人間関係やハラスメント行為等に対する様々な相談が寄せられ、研究総務グループからの相談実績もあり、内部通報制度自体は周知されていたと言えます。

しかしながら、A 氏の指示に基づく試薬類の発注や社外への持ち出しについては、複数部署の社員が目撃していたにもかかわらず、その内容について、相談や内部通報に至る者はいませんでした。いずれの社員も、取締役として試薬類の発注・管理を所管していた A 氏による指示・行為であったことから、取締役に対する忖度が働いたことや、相互監視の意識低下を招いていた可能性が考えられます。

2. 再発防止策と実施スケジュール

当社として、本件を重く受け止めるとともに、再発防止を徹底する必要性が高いことから、直接的な原因やリスクへの対策だけではなく、当社のガバナンスをより一層強化するため、以下の再発防止策に取り組んでまいります。また、定期的に再発防止策の実効性について検証し、継続的な改善に取り組み、関係者の皆様からの信頼回復に努めてまいります。なお、各対策は、既に運用開始している項目および最終準備段階にあるものも含めて、2025 年 11 月までに運用・設置完了できるようすみやかに実行してまいります。

(1) IT システム導入による情報の見える化（ブラックボックス化の防止）

本件では、膨大な試薬類の発注・管理業務の一部が書面を用いた手続きとなっていたことが、試薬類の発注・管理業務のブラックボックス化の一因となっていました。

試薬類の発注から在庫管理業務まで一気通貫で管理可能な IT システムの導入および関連手続きの電子化を進めることで、全ての取引についてトラッキングを容易とし、情報の見える化、ひいてはブラックボックス化の防止を図ってまいります。

(2) 試薬類の発注・管理に関する組織体制の見直し・強化

本件では、試薬類の発注・管理業務におけるリスク管理の主管部門であった研究総務グループにおいて、当該部門を所管する取締役自身が内部統制を無効化したことに加えて、研究総務グループにおけるリスク管理意識が十分とはいえない状況であったことがあいまって、本来想定されていた不正に対する発見統制の機能不全を招いたものと考えられます。今後は、リスク管理において重要な役割を担う部署として研修等による意識づけを徹底していくことに加えて、当グループの組織体制や人員の見直し、およびリスク管理に関するマネジメントへのレポーティング強化など、リスク管理の透明性向上に向けた取り組みを進めてまいります。

(3) 定期モニタリングを通じた発見統制プロセスの強化

上記(1)により、試薬類の発注・管理についての新たな管理システムが導入され電子的なトラッキングが容易な状況となることから、試薬類の発注記録や在庫情報等に基づいて、不正検知を支援する分析ツールや AI 等も活用した定期モニタリングを実施し、またモニタリング結果をマネジメントに定期的に報告することにより、発見統制プロセスの強化を進めてまいります。

(4) 全役職員のコンプライアンス感度向上

本件において、本来内部統制を構築する立場であった A 氏による内部統制の無効化および不正行為が重大な原因となったことは前述のとおりです。しかし、役員からの指示に基づくものであったとはいえ、自身の関与している行為が正しいか否かを熟慮することなく、元取締役の指示に無条件に従っていた組織としての一面があったことは否めず、購入した一般試薬類を取締役が持ち出すという通例でない事象についても性善説に立って付度され、当該事象を認識していまいずれの職員においても、コンプライアンス上の疑義を持つに至らなかったことは、潜在的な不正行為の可能性についての感度が十分でなかったと言わざるを得ません。全役職員が、当社の一員として、通例でない取引等を認識した際にコンプライアンス上の問題を想起し、適時に上長や同僚に相談する、又は内部通報制度を活用する等の適切な行動を選択できるよう、改めてコンプライアンス感度向上に向けた研修を実施してまいります。

(5) 内部通報制度の周知徹底と相互監視の強化

内部通報制度は、不正行為の早期発見・是正において重要な役割を果たすことが期待されていますが、内部通報制度が社内で周知されていたにもかかわらず、本件に関

する通報や相談が寄せられることはありませんでした。

前述のコンプライアンス研修と並行して、相互監視の必要性や内部通報制度の活用方法について更に啓蒙するための研修を実施してまいります。

(6) 潜在的な不正行為に対する設備面からの牽制強化

監視カメラが設置されていることで、不正が発生した場合の記録として活用できるのみならず、「見られている」という意識が働くことで、不正行為を未然に抑止する効果が期待されます。当社内には既に防犯用の監視カメラが設置されていますが、増設・機能強化を通じて「見られている」環境づくりをさらに促進し、潜在的な不正行為に対する抑止効果を高めてまいります。

(7) 取締役会・各委員会等における監督機能、検証態勢の強化

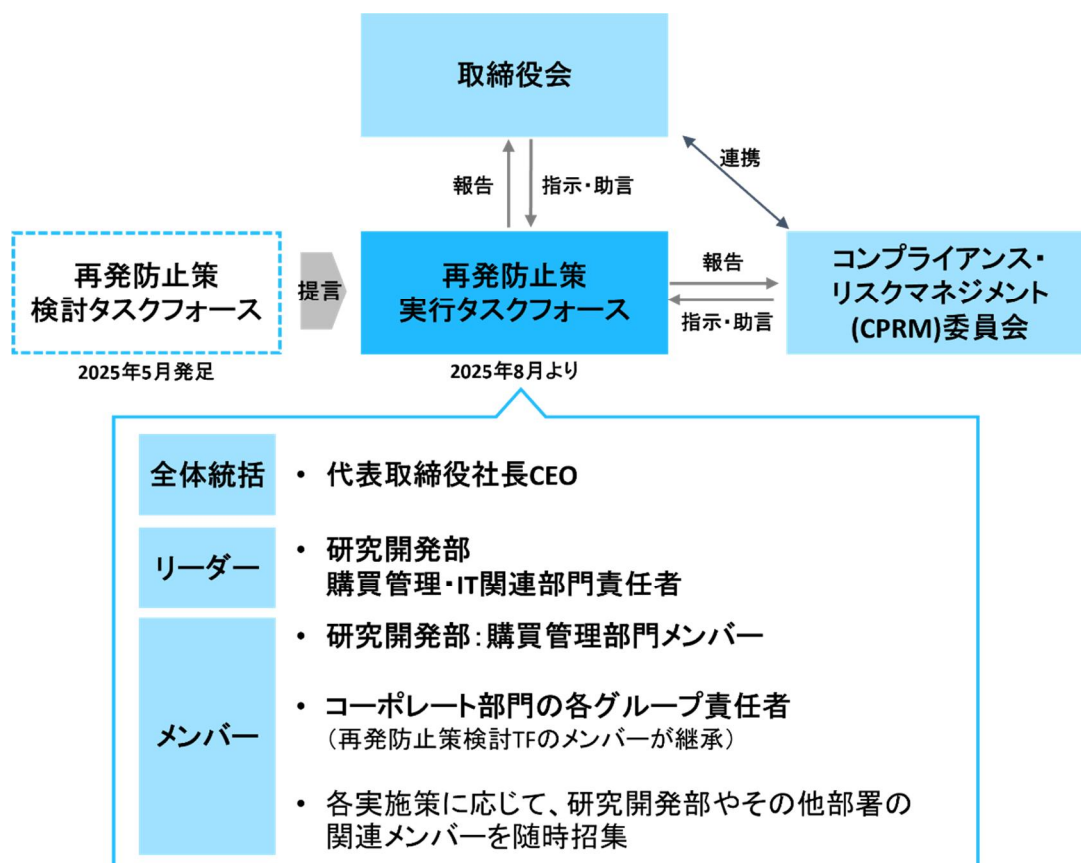
2025年4月より、当社ではR&D Leadership Teamの新設を含め、新たなガバナンス体制をスタートし、取締役会の軸足をより監督機能におくことで、業務執行と監督機能の明確な分離を図るとともに、取締役会における監督機能の強化を進めてきました。

今後は、さらなるガバナンス体制の強化を目的として、業務執行役員（CEO、CFO、CSO、CMO）のほか、研究総務、事業開発、経営管理、IR広報を含む主要なコーポレート部門のリーダーを構成メンバーとするExecutive Leadership Teamを新たに設置いたします。当社の業務執行における主要な意思決定をExecutive Leadership Teamに集約し、また取締役から各機能部門リーダーへの権限移譲を進めることで、過度な権限集中を回避するとともに、より透明性の高い業務執行体制を構築してまいります。

役員の指名ガバナンスについては、指名・報酬委員会の体制において独立社外取締役・監査等委員の割合を高め、より独立性や客観性の高い指名ガバナンスを構築してまいります。また、これまで以上に候補者の倫理性やインテグリティを重視することとし、各取締役や一定の役職以上の職員等に関する兼業状況の確認強化等により、監督機能、検証態勢の強化を進めてまいります。

3. 再発防止策の実施体制

再発防止策の実施にあたっては、当社代表取締役が全体統括を務めるとともに、関連する部門の実務担当者から施策ごとに責任者を指名することで、実効性の高い実施体制（再発防止策実行タスクフォース）を構築し、すでに一部の運用を開始しています。再発防止策の進捗および関連する課題については、取締役会およびコンプライアンス・リスクマネジメント（CPRM）委員会に報告され、これらの会議体において協議・検討が行われるとともに、これらの会議体は、その他必要な施策についても審議を行い、それらに基づく指示・助言を実行タスクフォースに与え、会社として必要な決定を進めてまいります。



4. A氏に対する責任追及等

本件のさらなる事実究明、および当社が被った損害の早期回復に向けて、元取締役 A 氏に対しては、適切な法的措置を講じてまいります。なお、これらの法的措置につきましては、会社法 399 条の 7 の第 1 項に基づき、当社監査等委員会で選定された常勤監査等委員である神谷紀一郎が代表を務めるほか、その検討についても同条の趣旨を尊重し、当社監査等委員を中心に進めてまいります。

また、A 氏は、当社を既に退任していることから処分等は困難であるものの、同氏の行為は当社に直接的な損害をもたらしたほか、当社の信頼に重大な悪影響を与えたものであることから、同氏を対象に当社から発行された第 8 回・第 9 回新株予約権（計 1,230,000 株）について権利を喪失させることを、本日開催の当社臨時取締役会において決定いたしました。

5. その他

本件が発生した当時（2017 年 3 月から 2025 年 1 月）の取締役のうち現任者（計 4 名）から、役員報酬の一部減額について自主的な申し出があり、業務執行取締役 2 名の報酬については取締役会における協議、取締役監査等委員 2 名の報酬については監査等委員による協議の結果、以下のとおり減額を決定いたしました。

代表取締役社長

1 名

月額報酬の 20% × 1 ヶ月分

取締役副社長	2 名	月額報酬の 10% × 1 ヶ月分
監査等委員である社外取締役	2 名	月額報酬の 10% × 1 ヶ月分

以上